



西東京市
農産物キャラクター
「めぐみちゃん」

農業委員会だより

西東京市の風と緑～

第25号

編集・発行 西東京市農業委員会
(保谷庁舎)

住所:西東京市中町1-5-1
TEL:042-438-4044(直通)

農業施策に関する意見提出について



(11月2日)

農業委員会では、農業委員会法第38条に基づく意見の提出を行っています。本年度、実施した意見の提出についてご報告します。

【11月2日(金)】平成30年度農業施策に関する意見の提出

村田会長ほか農業委員13名が出席し、平成30年度農業施策に関する意見を市長に提出しました。

本年度は、新たな生産緑地制度への対応及び都市農業への支援の観点から、「制度改正への対応について」、「生産緑地の指定について」、「農業者への適切な支援について」、「都市農業に対する市民理解の促進について」の4項目を内容としました。

意見を提出した後、懇談を行い、市長から、今後の取組みについての話、農業委員からは、市の農業振興施策に対する要望など活発な意見が出されました。



(11月2日)

【10月4日(木)】特定生産緑地指定に関する要望書の提出

村田会長、保谷職務代理及びJA東京みらいから大山専務を始め関係者が出席し、近隣4市農業委員会(西東京市、東村山市、清瀬市、東久留米市)とJA東京みらいによる「特定生産緑地指定に関する要望書」を提出しました。



(10月4日)

制度の内容を生産緑地所有者全員へ周知し、安心して営農を継続できるよう、「2019年(平成31年度)から特定生産緑地への指定受付開始」、「全生産緑地所有者への期日到来通知の発送」、「生産緑地所有者への説明会の実施」、「全生産緑地所有者への意向調査の実施」の4項目を内容としました。
JA東京みらいより、市と連携した取組みや他市の状況についての説明があり、農業委員会からは、市との連携や、市議会との意見交換会などの説明を行いました。

西東京市民まつり

11月10日(土)・11日(日)の両日、第18回西東京市民まつりが、いこいの森公園で盛大に開催されました。両日ともに天気にも恵まれ、2日間で、約12万人の来場がありました。

農業コーナーでは、農産物品評会が開催され、537点の出展がありました。今年は、過去に類を見ない猛暑や度重なる台風等の影響が心配されましたが、出展者による絶え間のない努力により、素晴らしい農産物がそろいました。

また、毎年恒例となっている野菜の宝船も展示され、来場者の注目を集めました。11日の午後に行



(まち農アイドルさあやさんとめぐみちゃん)

われた(宝船の)野菜の宝分けは、大変な人気を博し、品評会に出品された農産物の販売も好評で、多くの来場者の方々に市内産農産物をPRする機会となりました。

品評会の主な受賞者は、次の方々です(敬称略)。

野菜部門

東京都知事賞

保谷 千代松

東京都産業労働局長賞

中野 雄一

東京都農業振興事務所長賞

相田 健吾

西東京市長賞

下田 勝也

西東京市農業委員会会長賞

中野 雄一

植木部門

東京都知事賞

野口 義典

東京都産業労働局長賞

櫻井 清一

東京都農業振興事務所長賞

新倉 健治

西東京市議会議長賞

岡部 光一

北多摩地区農業委員会連合会長賞

本橋 保昭

表彰受賞者紹介

平成30年度東京都農林水産振興財団新規就業奨励事業奨励賞受賞者



大谷 光康 様
芝久保町三丁目

「このたびはこのような賞をいただきありがとうございます。これからも生産技術の向上を目指し、都市農業の発展に微力ながら尽くしていきたいと考えております。」



都築 寿夫 様
中町一丁目



「このような賞をいただき、誠に光栄です。今後は様々な事を学び、父と共に良い作物を作り、地域社会に貢献していきたいと考えています。」



GAP導入の圃場見学会

10月5日(金)、農業委員としての見識を深め、合わせて市議会との意見交換や、都市農業のPRにつなげるため、都内でグローバルGAP取得第一号となった南町の矢ヶ崎 宏行様の圃場見学会を実施しました。

当日は、市議会議員11名と農業委員10名が参加し、活発な意見交換が行われました。矢ヶ崎様から、GAP取得に向けた取り組みやごみを出さない工夫などの説明があり、参加者からは驚きの声が上がりました。



農業委員会では、今後も、関係機関と連携しながら、都市農業のPRにつながる事業に取り組みたいきます。

特定生産緑地制度

平成4年度以降に指定された生産緑地が、指定から30年を経過する前に特定生産緑地として指定することで、買取申出の期限を10年延長する制度です。特定生産緑地への指定手続きは、30年を経過する前に行う必要があります。

① 特定生産緑地の指定を受けると

固定資産税等の農地課税が継続され、相続税納税猶予制度の適用対象となります。

② 特定生産緑地の指定を受けないと

いつでも買取申出が可能となりますが、固定資産税が5年間で宅地並み課税へと段階的に引き上げられ、加えて新たに相続税納税猶予制度の適用は受けられなくなります。

特定生産緑地制度の申請手続き

(都市計画課)

【平成4年度に指定された生産緑地地区】

(平成30年度) 農業委員会やJAを通じた制度周知と生産緑地所有者・利害関係人の把握を行っています。

(平成31年度) 特定生産緑地制度の周知とともに生産緑地を所有する方に対して生産緑地の指定期間に関する到来通知及び特定生産緑地への指定意向調査を行い、特定生産緑地への指定手続きを開始する予定です。

(平成32年度以降) 引き続き特定生産緑地への指定手続きを行う予定です。

農業委員会では、農業者の皆様一人ひとりが納得して選択ができるよう、引き続き都市計画課と連携しながら情報発信等に努めてまいります。

都市農地貸借円滑化法が施行されました

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成30年9月1日に施行されました。これからは①相続税納税猶予制度適用農地を貸借すること、②貸借中に相続が発生した場合でも相続税納税猶予制度の適用を受けることができるようになります。

ただし、貸借中の生産緑地に相続が発生し、買取申出をするためには、所有者(貸付人)が主たる従

事者であったことが認められる必要があります。

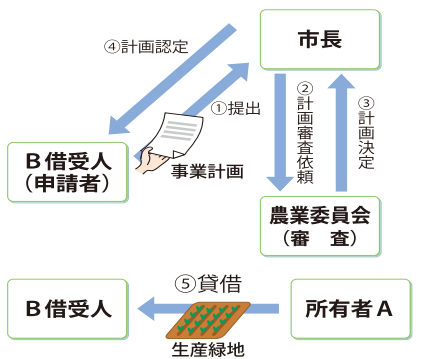
主たる従事者と認められるためには、貸付人が借受人の農業経営等に一定の関与をする必要があります。生産緑地を貸借する際に借受人と確認の上、認定申請書に従事する内容を記載し、作業等を毎年市に報告します。

都市農地貸借円滑化法による貸借の手続き

生産緑地の貸借をする申請者(借受人)が市長に事業計画を提出します。

市長は事業計画の審査を農業委員会に依頼し、農業委員会は要件を満たしていれば、計画決定をします。

農業委員会の決定を経て、市長は事業認定を行います(生産緑地の貸借の成立)。



農地利用状況調査

10月22日(月)から10月24日(水)まで、農地法第30条に基づく農地利用状況調査(農地パトロール)を実施いたしました。

農業委員、事務局及び市・都市計画課の職員が6班に分かれ、肥培管理基準に基づいて、各農地を調査しました。農業者の皆様には、事前調査の段階からご協力いただきありがとうございます。

農業委員会では、今後、肥培管理が必要と認められた農地を中心に農地の適切な利用に対する助言・指導を行ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

平成30年度認定農業者交付式

7月9日(月)、本年度の認定農業者の認定を受けた皆様に、市長より認定書の交付が行われました。本年度は、更新の方5名と新規の方2名が認定を受けられ、本市の認定農業者数は、「53名」となりました。

認定農業者の皆様には、今後、市内の農業をけん引する中核的な役割を担っていただくことが大いに期待されます。

めぐみちゃんメニュー
マルシェ・ド・ソワレを
開催しました！



市では、地産地消を推進するめぐみちゃんメニュー事業を展開しています。本年度は、下表のとおり「マルシェ・ド・ソワレ」を4回実施しました。

当事業に参加している農商工業者が、市内産農産物や市内産農産物を使用した加工品を出品しました。それぞれ夕方5時から開催し、仕事帰りの方など、多くの方々が訪れ、大盛況でした。

(1)	6月28日(木)	保谷第三児童遊園南
(2)	8月30日(木)	西東京市スポーツセンター
(3)	10月25日(木)	田無駅北口ペDESTリアンデッキ
(4)	12月7日(金)	下保谷四丁目特別緑地保全地区

緑のアカデミーについて

10月6日(土)、中原小学校(ひばりが丘二丁目)で、田無緑化組合の協力により、「緑のアカデミー」が開催されました。

本年度は、公募による市民約180名が参加し、①市内で育った苗木を活用した「樹木アレンジメント教室」②「匠の技」デモンストラーション(インターロッキングの実演)③植木のプロである田無緑化組合員に植木の相談ができる「みどりの相談窓口」のプログラムにより、身近な緑と職人の技を楽しんでいただきました。



「親子で野菜づくり」に チャレンジの実施について

9月1日(土)と10月27日(土)、農のアカデミー体験実習農園に

において、「親子で野菜づくりにチャレンジ」が、農業委員会の協力のもとで行われました。抽選により選ばれた20組42名の親子が参加し、種まきや収穫の作業を行いました。

本年は、猛暑や台風などに見舞われ、生育が心配されましたが、農業委員やボランティアの方々によるていねいな手入れにより、たくさんのカブとだいこんが元気に育ちました。

農業委員の方々からは、西東京市の農業や、野菜の生育の様子、作業のコツやその野菜の特徴などのお話をいただき、参加者の皆さんに市内の農業の理解を深めていただく良い機会となりました。



農業者年金に 加入しませんか？

農業者年金は、加入者・受給者数に左右されにくい確定拠出型の公的年金です。ご自身の将来設計のために積極的に活用し、豊かな

生活を実現しましょう。

◇加入要件

- 次の①～③の全てに当てはまる方
- ① 20歳以上60歳未満
- ② 国民年金第1号被保険者
- ③ 年間60日以上農業に従事

詳細は、市農業委員会事務局までお問い合わせください。

収入保険が始まりました。

収入保険とは、平成31年1月から新たに始まる制度で、自然災害等の影響により売上げが減少した場合に、その一部を補償する保険です。世帯の平均収入の8割以上が確保されます。詳細は、東京都農業共済組合までお問い合わせください。

(042-381-7111)

編集後記

農業委員会だより第25号はいかがでしたでしょうか。季節はすっかり冬。これからますます寒くなりますが、平成最後の冬、充実した日々をお送りください！
今後とも地域の農業者の皆さまの役に立つ情報の提供に努めてまいりますので、引き続きご愛読をよろしくお願ひします。
編集委員一同